

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程

平成 3 年 4 月 1 日初施行

平成 25 年 5 月 28 日一部改正

（目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、地域の住民相互の参加と協力により地域福祉の増進を図ることを目的に設置する地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（設置区域）

第 2 条 前条の目的を達成するため、伊達市の連合自治会の区域を基準とし、次のとおり地区社協を設置する。

黄金地区	稀府地区	東 地区	中央地区	関内地区
長和地区	有珠地区	山下地区	三ツ和地区	第一地区
北星地区	大滝地区			

（構 成）

第 3 条 地区社協は、区域内の自治会、福祉委員、老人クラブ、民生委員児童委員等の福祉関係団体から選出された代表者をもって構成する。

（事業等）

第 4 条 地区社協は、地域に根ざした福祉の推進を図るため市社協と連携・協働し、おむね次の活動を行うものとする。

- （１）住民ニーズの把握及び活動の展開
- （２）見守り及び助け合い活動の推進
- （３）ふれあい交流活動の企画及び運営
- （４）福祉関係機関及び団体との連携
- （５）その他、地域の実情の応じた必要とされる活動

２ 地区社協の会長は、福祉委員設置要綱第 2 条第 2 項による報告を受けた場合で、その事案が地区社協単独で解決できないと判断したときには、市社協並びに関係機関等と協議するなど、適切な事案処理に努めなければならない。

(運 営)

第5条 地区社協は、事業の円滑な運営を図るため地区の実情に応じた役員を置き、別に定める会則例に基づき活動を推進するものとする。

(経 費)

第6条 地区社協の運営に要する経費は、市社協交付金、寄付金、その他をもって充てる。

2 地区社協の活動を促進するため、第1項の交付金に加え、補助金を支給することができる。

(報 告)

第7条 地区社協は、決算及び事業報告書を市社協に提出しなければならない。

(地区社会福祉協議会連絡会)

第8条 地区社協相互の連絡及び必要な事項を協議するため、地区社会福祉協議会連絡会を設置する。

2 地区社会福祉協議会連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月28日から施行する。